

アレルギー疾患対策基本法（平成27年12月施行）

対象疾患

気管支ぜん息 アトピー性皮膚炎 食物アレルギー
アレルギー性鼻炎 アレルギー性結膜炎 花粉症

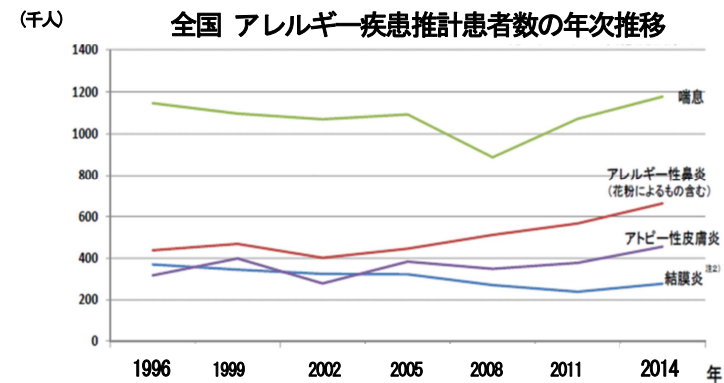
基本理念

- ① 生活環境の改善
- ② 居住地域にかかわらず適切な医療の提供
- ③ 適切な情報の入手、生活の質の維持向上のための支援体制の整備
- ④ アレルギー疾患研究を推進

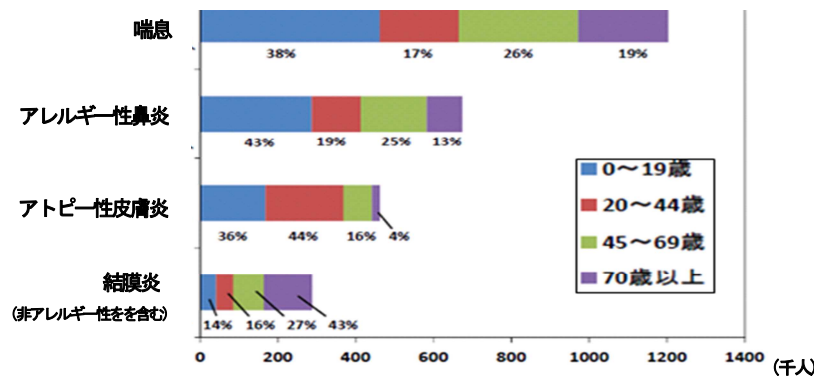
アレルギー疾患対策の推進に関する基本指針（平成29年3月）

- 1 アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防
- 2 アレルギー疾患医療を提供する体制の確保
- 3 アレルギー疾患に関する調査及び研究
- 4 その他アレルギー疾患対策の推進

アレルギー疾患患者の状況



全国アレルギー疾患の年齢別患者構成割合（2014年）



※対象疾患：喘息、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎、結膜炎

人口10万人当たりの患者数（2014年）

① 福井 3205人	② 岩手 2656人	④ 兵庫 2542人	全国 2052人	⑤ 沖縄 1346人	⑦ 富山 1322人
---------------	---------------	---------------	-------------	---------------	---------------

患者多い ← → 患者少ない

小児人口1千人当たりの患者数（2014年）

① 広島 89.9人	② 長野 86.3人	⑤ 兵庫 64.2人	全国 52.2人	⑧ 大阪 27.6人	⑨ 富山 22.5人
---------------	---------------	---------------	-------------	---------------	---------------

兵庫県アレルギー疾患対策推進計画 概要

計画の趣旨

アレルギー疾患をめぐる課題に的確に対応するため、アレルギー疾患対策にかかる施策の方向性を示し、総合的な取り組みを推進する。

計画の位置づけ

アレルギー疾患対策基本法第13条に基づく都道府県計画

計画期間

2020(令和2)年度から2024(令和6)年度までの5年

基本理念

- ① 重症化の予防及び症状を軽減するための施策を総合的に実施することによる生活環境の改善
- ② 居住地にかかわらず適切なアレルギー疾患医療が受けられる体制の整備
- ③ 適切な情報が入手できる体制及び生活の質の維持向上のための支援を受けることができる体制の整備

計画推進に係る数値目標（2024年度末時点）

① アレルギー疾患患者数の減少

人口10万人当たりの患者数
(現状2014年) 2,542人 → (目標) 全国値以下
※参考2014年全国値: 2,052人

小児人口1千人当たりの患者数
(現状2014年) 64.2人 → (目標) 全国値以下
※参考2014年全国値: 52.2人

② ぜん息死亡率（人口10万人対）の減少

(現状2017年) 1.5 → (目標) 全国値以下
※参考2017年全国値: 1.4

③ 児童・生徒の食物アレルギーによる死亡ゼロ

I 自己管理や生活環境の改善に関する課題

- (1) 誤った情報により病状の悪化を繰り返す事例
- (2) 慢性疾患のため長期わたって適切な自己管理が必要
- (3) 疾患の増悪要因が生活環境中に広く存在

施策の柱 I

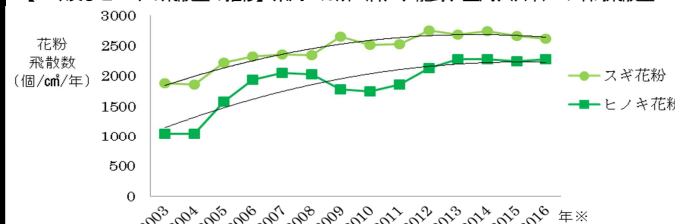
重症化の予防及び症状軽減のための施策

(1) アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及

- ① ホームページを活用した情報提供
患者、家族への基礎知識や自己管理方法等の情報提供
- ② 啓発資料等を利用した周知
- ③ 関係機関(団体)が開催する研修会や講演会の案内

(2) 生活環境におけるアレルゲン等の軽減

- ① 花粉の発生源対策
少花粉スギ苗木の生産及び植栽、花粉発生源の立木の伐倒・除去
- ② 花粉飛散状況調査及び情報提供
スギ科、ヒノキ科、カバノキ科、ブタクサ、ヨモギの定点観測(5カ所)を通年で実施し、県ホームページで発信
【スギ及びヒノキの飛散量の推移】県内4カ所(神戸、龍野、豊岡、洲本)の年間飛散量



- ③ アレルゲンを含む食品に対する対策
・食品表示に係る製造者等への指導
・アレルゲンを含む食品の収去検査、表示の監視指導
- ④ 住居(室内)環境対策及び情報提供
アレルゲンや増悪因子の軽減対策の情報提供
- ⑤ 大気環境対策及び情報提供
各地域のPM2.5情報を県ホームページで発信

(3) 生活スタイルの改善

- ① 喫煙・受動喫煙の防止対策
禁煙啓発キャンペーン、条例普及チラシ等の作成配布
- ② 栄養相談、スキンケア相談
母子保健事業や講習会等による相談対応

(4) 花粉症に対するセルフメディケーションの推進

- ① 日常生活における予防対策(マスクの着脱等)
- ② 初期・軽症者のシーズン前から市販薬の使用

II 地域に関わらず適切な医療が受けられる体制の整備に関する課題

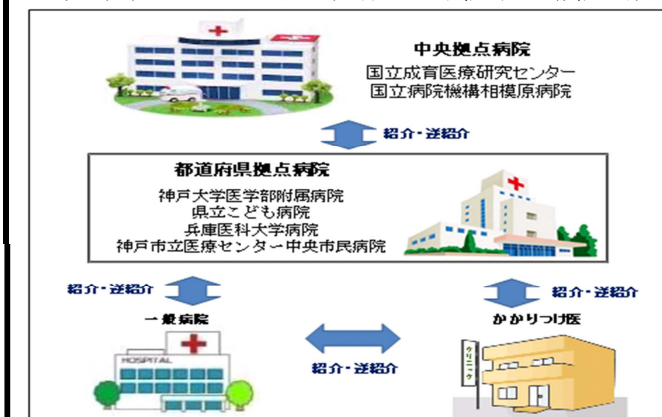
- (1) 診療ガイドラインに基づく標準治療の更なる普及
- (2) 専門医療機関のネットワーク、かかりつけ医との連携

施策の柱 II

患者の状態に応じた適切な医療を提供する体制を整備するための施策

(1) 医療提供体制等の整備

- ① 兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会の設置
・診療連携体制の在り方、人材育成の検討等
- ② 医療連携体制の整備
・兵庫県アレルギー疾患医療拠点病院(4カ所)の指定



※アレルギー科標榜：病院16カ所、診療所305カ所
(出典：平成29年厚生労働省「医療施設調査」)

(2) 医師等医療従事者の資質向上・人材育成

- ① 診療ガイドライン等の普及
- ② 資質向上のための研修会の実施等
県拠点病院による医師、薬剤師、看護師、栄養士等を対象とした研修会の開催(平成30年度参加者数: 105人)

(3) 専門医・専門医療機関等に関する情報提供

- ① 専門医・専門医療機関リストの作成

【参考】県内専門医師数(2019年8月 日本アレルギー学会認定)

	専門医	(うち指導医)
内科	45人	(12人)
小児科	63人	(2人)
耳鼻咽喉科	15人	(1人)
皮膚科	18人	(4人)
眼科	1人	
計	142人	(19人)

III 患者を支援する人材や相談体制の確保に関する課題

- (1) 学校・保育所等の関係者の資質向上
- (2) 災害の備えに関する情報提供、アレルギー疾患に配慮した食糧の備蓄

施策の柱 III

患者・家族等を支援するための環境づくりの施策

(1) 学校や保育所等での対応支援

- ① 学校・保育所等への助言指導
県拠点病院(専門医、栄養士等)による医学的見地からの助言指導。
- ② 学校等の教職員等に対する研修会等の実施
各地域へのアレルギー専門医の派遣
- ③ 学校、保育所等へのアレルギー疾患対応マニュアル、ガイドラインの周知
- ④ 保育所等の給食施設を対象とした栄養管理の個別指導、研修、情報提供

(2) 多様な相談・照会に対する対応

- ① 相談窓口の設置
一般相談は各健康福祉事務所(保健所)、かかりつけ医等からの専門相談は拠点病院が対応
- ② 患者やその家族等に対する講習会の実施
アレルギー疾患に関する最新の知見や自己管理方法、標準的な治療法などについての講習会
- ③ 保健所職員等に対する研修等の実施
患者やその家族等からの相談窓口となる保健所職員等に対する研修会等の実施

(3) 災害時の対応

- ① 平時からの体制整備
・市町等におけるアレルギーに配慮した食品の備蓄、計画的な買替え
・災害の備えとして、アレルギー対応食の家庭での備蓄
- ② 避難所管理者等に対する適切な情報提供
アナフィラキシー等の重症予防、食物アレルギーに対応しているミルクや食品の情報等の関係者への周知
- ③ 災害時の栄養・食生活支援
県栄養士会との協定に基づく避難所や仮設住宅での栄養相談や健康教育の実施、アレルギー対応食品の提供